

熊本県五木村振興交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興の推進を図るため、五木村に対し、予算の範囲内において熊本県五木村振興交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、五木村とする。

(交付対象及び交付対象経費)

第3条 各年度における交付金の交付対象は、次の各号に掲げる実施計画に定める事業（(2)については、前年度実施計画の当該年度実施分も含む。）の当該年度に必要な経費とする。

- (1) 「ふるさと五木村づくり計画」実施計画（ソフト事業）
- (2) 「ふるさと五木村づくり計画」実施計画（ハード事業）
- 2 前項第1号に掲げる計画に定める事業に要する経費については、事務費（ソフト事業実施のため必要な事務費を除く。）、人件費、維持補修費等の経常的な経費及び庁舎等の公用施設又は道路等の社会基盤の整備に係る経費を控除した額とする。
- 3 第1項第2号に掲げる計画に定める事業に要する経費については、次の各号に掲げる額を加えることができる。
 - (1) 過疎対策事業債（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条の規定に基づく地方債をいう。）の前年度借入額に100分の30を乗じて得た額
 - (2) 事務費として、当該年度（繰越分にあつては繰越後の年度をいう。）の工事費等の2.75パーセント以内の額

(交付金の額、交付率)

第4条 前条第1項第1号の交付金の額は、交付対象経費の総額の3/4以内（国又は県等から補助金等（本交付金を除く）の交付を受ける場合は、交付される金額と本事業における交付金の額を合わせて、交付対象経費の3/4以内）とする。ただし、五木村振興基金を財源とする交付金の額については、交付対象経費の総額以内とする。

- 2 前条第1項第2号の交付金の額は、交付対象経費の総額以内とする。
- 3 前2項で算出された額に千円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てる

ものとする。

(交付申請)

第5条 五木村は、交付金の交付を申請しようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第3条第1項第1号に定める事業は別記第2号様式とし、同条同項第2号に定める事業は別記第2号の2様式とする。）
- (2) 予算書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査し、適正であると認めるときは、速やかに交付金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第3号様式）を五木村に通知するものとする。

(事業の内容変更等)

第7条 五木村は、事業内容に重大な変更が生じたとき、又は事業内容の変更等により交付決定額を変更する必要があるときは、変更申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（第3条第1項第1号に定める事業は別記第5号様式とし、同条同項第2号に定める事業は別記第5号の2様式とする。）
 - (2) 予算書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る内容の変更等が適正であると認めるときは、その承認をすることができる。この場合において、変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、五木村に通知するものとする。
- 3 五木村は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 4 五木村は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 五木村は、第7条及び前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに申請の取下げをするこ

とができる。

- 2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 五木村は、当該年度の3月31日までに、実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（第3条第1項第1号に定める事業は別記第8号様式とし、同条同項第2号に定める事業は別記第8号の2様式とする。）
- (2) 支出を証する書類（実績報告書提出日以降、当該年度の出納閉鎖期日までに支出する予定のものに限り、支出を確約する書類をもって代えることができる。）
- (3) 国又は県等からの補助金等（本交付金を除く）の金額を証する書類（実績報告書提出日以降、当該年度の出納閉鎖期日までに額の確定が行われる予定のものに限り、交付される金額を確約する書類をもって代えることができる。）
- (4) 起債額（起債前借分を含む。）を証する書類
- (5) 契約書の写し（公共工事請負契約書又は公共工事関係業務委託契約書に限る。）
- (6) しゅん工検査復命書の写し（工事を施工した場合に限る。）
- (7) しゅん工写真（工事を施工した場合に限る。）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適正であると認めたときは、交付対象経費に係る実支出額の合計額と交付金の交付決定額のいずれか低い額をもって、交付すべき交付金の額を確定し、交付確定通知書（別記第9号様式）により、五木村に通知するものとする。

(交付金の請求)

第11条 五木村は、前条の規定による通知を受け、交付金を請求しようとするときは、交付請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第12条 交付金は、前条の交付請求書の提出を受けた後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 五木村は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(証拠書類の保存)

第13条 五木村は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、支出が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 五木村は、交付金の交付を受けたことにより取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物について、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。ただし、交付金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の財源上の取扱い)

第15条 交付対象に関し、国庫補助金等充当できる特定財源（第3条第3項第1号に掲げるものを除く。）がある場合はこれを充当するものとし、充当してなお五木村の負担がある場合に当該五木村の負担額に対し、交付金を交付するものとする。

(交付金の使途の制限)

第16条 五木村は、交付を受けた交付金のうち、第3条第3項第1号に掲げるものについては、減債基金に積み立て、第3条第1項第2号に掲げる計画に定める事業を実施するために借り入れた過疎地域自立促進特別措置法第12条の規定に基づく地方債（平成27年度以降に県の同意を受けたものに限る。）の元利償還に要する経費に充当しなければならない。

(書類の提出先)

第17条 この要項に基づき知事に提出することとされている書類は、熊本県球磨地域振興局に提出するものとする。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年7月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年3月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年3月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年7月21日から施行する。